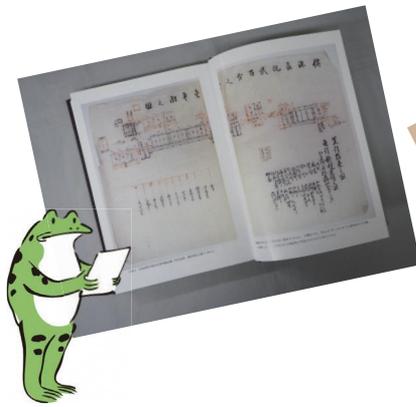




# 編さん便り

千葉市の明治・大正・昭和がみえる!!.....1-4  
 第5回 千葉郡の海でノリ養殖がはじまるまで  
 第6回 土地を「有つ」ということ  
 【コラム】三浦茂一先生を偲ぶ..... 4

Chiba-shishi News Letter NO.26 2021.3



千葉市史 史料編10  
 近代1  
 が  
 刊行されました

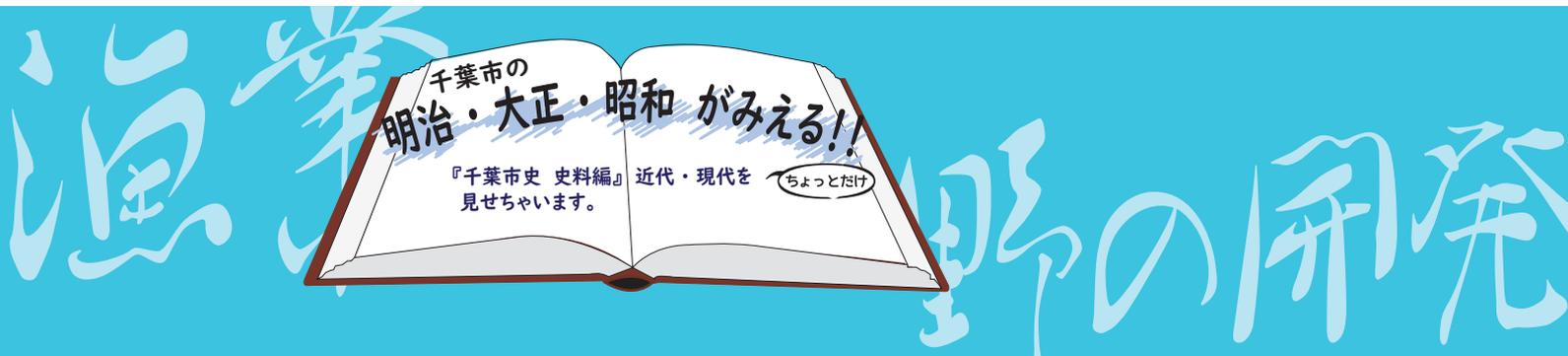
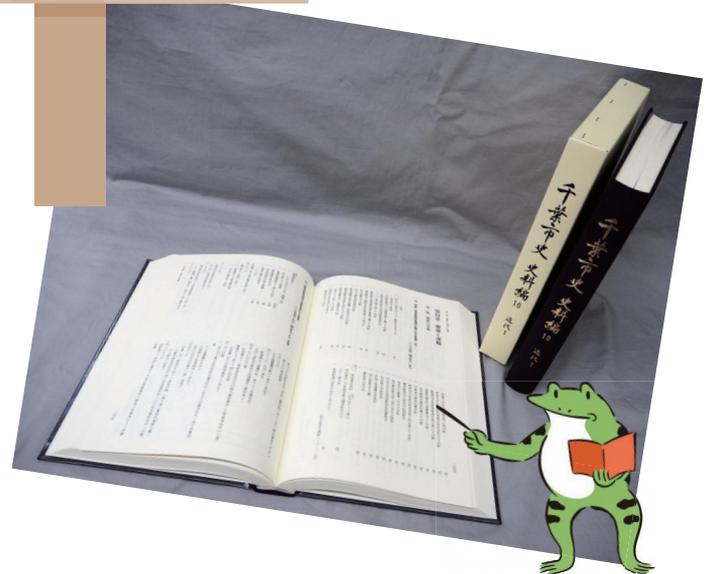
千葉市制 100 周年を迎えた 2021 年 1 月、遂に『千葉市史 史料編 10 近代 1』が刊行されました。

本書は、明治時代の千葉市域における行政と政治、産業と経済、教育、衛生と医学、宗教、社会など多方面にわたる史料 330 点を厳選して収録し、明治時代の千葉市域のようすを明らかにしようとしたものです。

千葉県庁がおかれ、県都として発展していく千葉町。近代化にともなっておきる周辺地域の変化。千葉市域のもつ、地域的な多様性や特性を前提としながら、そこで暮らす人びとの生産や生活を知ることができる史料集です。

\*ご購入方法は千葉市立郷土博物館 HP をご覧下さい。

**B5版 502頁、¥3,000 (税込)**



連載中の「千葉市の明治・大正・昭和がみえる!!」、今回は 5 回目・6 回目です。『千葉市史 史料編 10 近代 1』掲載史料を軸に解説していただきました。

まずは森脇委員の「千葉郡の海でノリ養殖がはじまるまで」。明治に入り、それまでの慣行が崩れるなか、その影響は第一次産業である漁業にも及びます。江戸時代には守られていた慣習が緩むことでそれまでのイワシや貝類の採取がままならなくなったのと時期を同じくして始まったノリ養殖。いまでは生産が減少して

はいますが、良好な品質を誇っていた千葉県産のノリ養殖が始まった経緯などについて、解説しています。

そして大庭委員の「土地を「有つ」ということ」。江戸時代以来、「入会」で利用してきた秣場を第三者に譲渡することに関わる一件についてですが、近代的な「所有権」の考え方による「処分」がなされたことに対し、地域の人びとはどのように考え、主張したのか。大きな時代の変化の波に否応なくさらされた、当時の人びとの困惑する思いが感じられます。

## 第5回 千葉県でノリ養殖が始まるまで

千葉市史編集委員 森脇 孝広

かつて冬の風物詩だったノリ養殖。現在、千葉県のノリ養殖といえば、船橋・木更津・富津に産地が限られてしまいましたが、かつては内湾全域で営まれ、1950年代には生産量全国一だった時期もありました。ここでは、千葉県でノリ養殖が始まるまでのいきさつをご紹介します。

明治初期の千葉県の漁業は、イワシを中心とした魚類と貝類の採取が中心でした。その状況に変化が見られるようになったのは1880年代後半のことです。千葉県の漁民の代表者が県に提出した調書によると、1886（明治19）年春の時点ですでに、貝類の蕃殖はなく、イワシ他どのような魚といわず近年覚えのない不漁である、というありさまでした。

背景には、近世以来の慣習の緩みがありました。東京湾の入口に位置する漁場に小晒網こざらしという流し網を行う漁船が殺到し、昼夜を問わず東京湾に回遊しに来たイワシを入口で捕ってしまうという出来事が相次いだのです。1878（明治11）年7月2日の『東京日日新聞』は、旧幕府のころは他村の害になるからという理由で止められていたが、ご一新（明治維新）以来その禁が緩んできたと伝えています。千葉県は、1月1日から7月30日まで小晒網を禁止する指示を出しましたが、効果があがることはありませんでした。1901（明治34）年、生実浜野村助役が、村内区長に対し、神奈川県方面への「侵

漁」を行わないよう通達を出す始末でした。

千葉県でノリ養殖への模索が始まるのは、ちょうどその頃です。千葉県水産試験場が1899（明治32）年度に、八幡町（市原市）・検見川町（千葉市）・船橋町（船橋市）の3ヵ所を選定し、ノリ養殖試験を行いました。その成果が『明治三十二年度 千葉県水産試験場報告 第四巻 海苔養殖試験 第一報』（1901〔明治34〕年7月）にまとめられています。

報告がいうには、眠っていたノリの芽が浮上して他の物体に附着する季節は、例年秋の彼岸前後の時期とのこと。検見川町の試験場では9月19日・20日、10月1日に簇立てが行われました。結果は、八幡では藻苗の着生生育が見られたものの、船橋・検見川では着生が見られなかったというものでした。ただ、地形をよく調べ、他の産地の海底の傾きや起伏と比較すると、決して望みがことはない、との見通しも得られました。1年試験をただけなので、可否の判断を下すことはできないが、試験の回数を重ね、適切な方法が発見できれば、有望な事業であると信じる、というのが試験の結論でした。

千葉県水産組合の「明治三十九年度経費決算書」によれば、生実浜野の漁業組合に委託してノリ養殖試験を行ったところ、その成績は良好で、将来すこぶる有望と認められる、といわれるまでになっていました。ここから千葉県でノリ養殖が始まります。

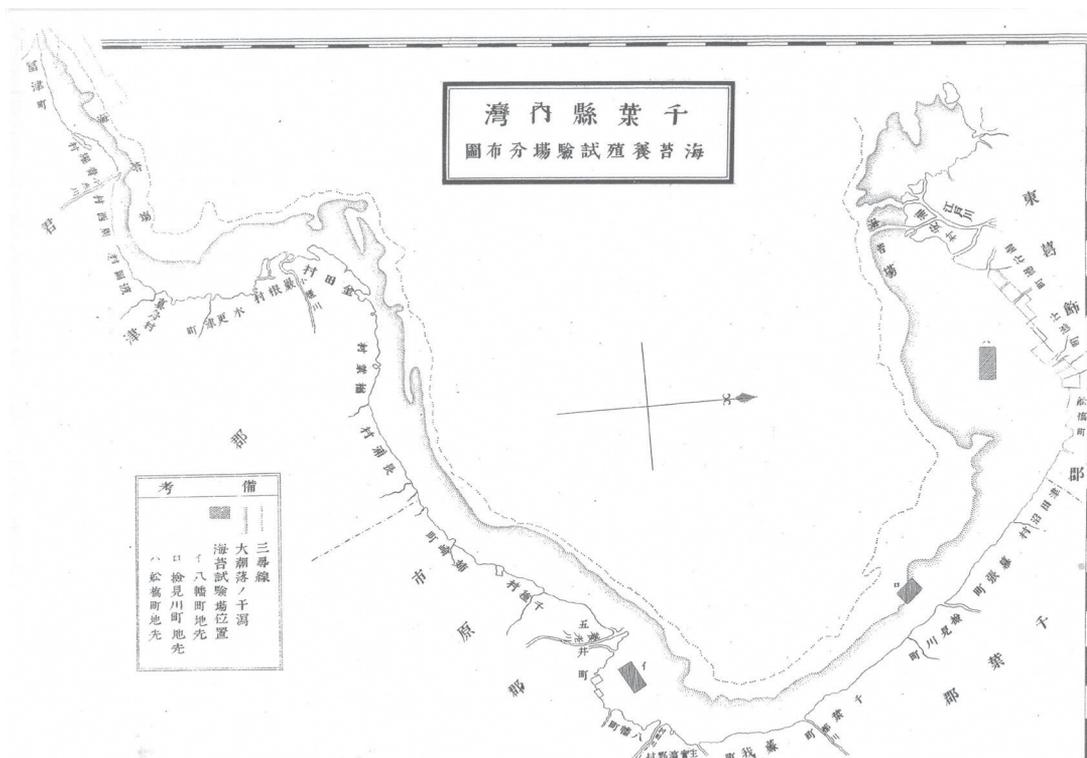


写真1 千葉県内湾海苔養殖試験場分佈図

（「明治32年度千葉県水産試験場報告第4」

祭魚洞文庫旧蔵水産史料 23Z1/00636-001 国文学研究資料館所蔵）

# 第6回 土地を「有つ」ということ

千葉市史編集委員 大庭 邦彦

今回紹介する写真の史料(写真2)は、明治初年、太閤検地以来ほぼ300年ぶりに、新政府が全国規模で断行した、一大税制、土地制度改革である地租改正を機に、従前の土地利用が出来なくなったことに対し、上総国山辺郡大木戸村(現在の千葉市緑区大木戸町)住民が、従来通りの土地利用を認めてくれるよう県知事に願い出た願書です。

願書では、同村字大野の反別凡そ140町2反11歩の原野が、藁草・芝草の採取地、さらに肥料及び秣の供給地として、耕作地だけでは生活が成り立たない村の生活を成り立たせる必須の場として機能してきたことが主張されます。一方、同原野が、寛永10(1633)年に遡って入会秣場地として確認されていること、その後、大木戸村が一貫して、同地に賦課された小物成・野銭の納付義務を果たし続けてきたこと、さらに維新後、1876(明治9)年に地租改正が施行され、それまで入会として村が共同で利用してきた原野が官有地に編入されたものの、その実態は従前の入会と変わらず、賦課された秣場税の納税義務を果たす見返りに村民の使用・用益に供されてきた事実が指摘されています。

後段では、大木戸村にとって、当地所が「許多ノ功用ヲナシ人民ノ為メ実ニ天与ノ地」であることが強調されるとともに、それまで村民にとって認められてい

た権利が、他者に譲渡され、妨げられれば、途端に肥料の確保、日常使用する柴薪の供給にも事欠くこととなり、「村落ノ存亡」に関わる事態となる。それはまさに「慷慨憂悲ノ極」だと窮境を訴えます。このように主張する論理の背後には、官=県当局には村民の権利をはく奪する意図はない、人民を鼓舞して国家にとって有益な事業を起こさせようという深い意図があるのだ、と説き、新政府が人民を裏切るはずはない、との論理を逆手に取って、住民はそこに気付いていないだけなのだ、と敢えて自らを「蠢爾タル下愚ノ性」に置くことによって、自分たちの主張の正当性を弁証しようという巧みな論理立てが、読み取れます。

維新という一大変革を実現した政府は、「大ニ為スコトアラントスルノ政略」を以て人民をリードし国土開発に乗り出し、他方人民も努力して国家に報いようとの意を以て積極果敢に行動を起こすことを厭わない意欲を持つようになっており、原野を「沃野」に転ずるために自らの資力で以て開墾事業にも着手しようとしていたところであった。まさにそうした折に、他者へ貸し付けるとの話を目にして、一時狼狽する事態となった次第である。しかしよくよく考えてみれば、同地所は、「固ヨリ大木戸村ノ所有ニシテ……敢テ他ニ移転ス可ラサル人民ノ権内地」に他ならない。村民側も、「其開墾シ得ヘキ期ト其良田トナシ得ヘキ地ト相会スルノ期アルニ於テハ将ニ国家ノ為メニ為サントスルコト在ル」と述べて、自力での開墾事業に乗り出すことで国恩に報いたいとの思いを披歴しています。

ここには原野を引き継いだ大木戸村の住民にとって、同地は「大木戸村ノ所有」に他ならない、との認識がありました。彼らの主張の根拠は、一貫してかつての入会が、村民の生活上必須の土地として長期にわたって用益に供されてきた、という事実です。それを「人民ノ権」利として主張し、その永続を願ったのでした。ここで突然持ち出され

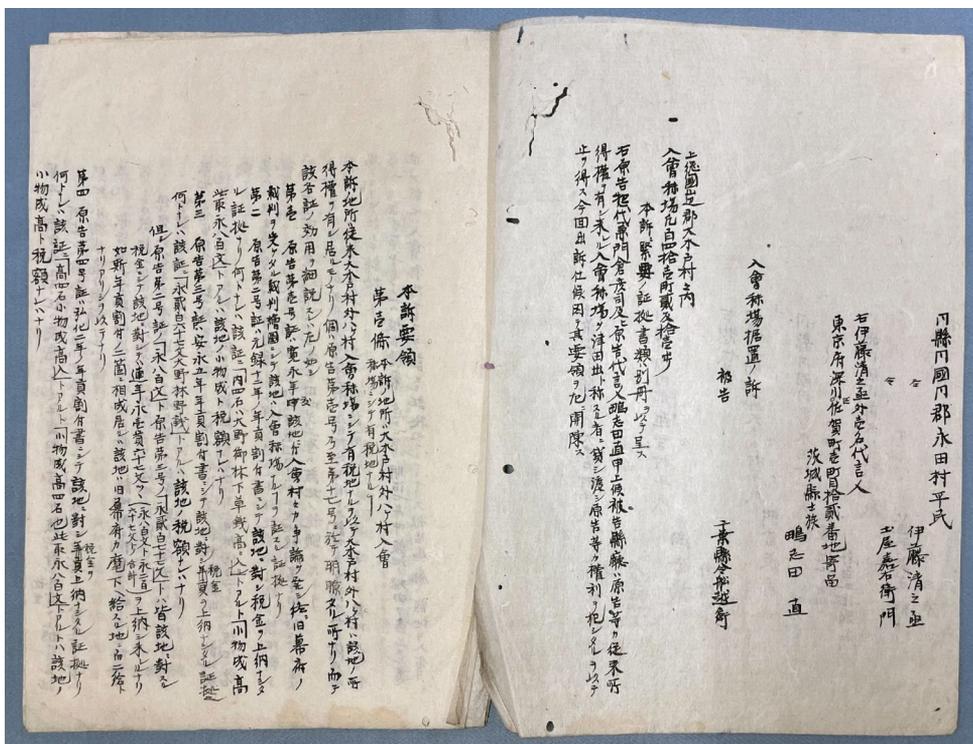


写真2 「入会秣場地御据置願書」1880(明治13)年3月 (大堀勝治家文書袋1-32 千葉市立郷土博物館寄託)



「村ノ所有」権は、官有地に編入された旧入会が、村との事前の協議や許可も待たずに、第三者に貸し付けられたことを糾弾する論理として持ち出されたものですが、ここには単なる用益権とは異なる権利の実態を垣間見ることができます。それは所有権者である県当局が、随意に第三者に貸し付ける、つまり処分するという行為に他なりません。近世においては、そうした行為は田畑勝手作禁令や田畑永代売買禁令によって制限されており、村民はそうした伝統的法観念のも

とで、用益権に加えて処分権をも併せ持つ所有権という新たな考え方については、十分理解が及んでいなかったものと考えられます。だからこそ、村民への事前の協議もなく許可も得ないまま他者へ貸与したことを批判・糾弾する願書を提出することになったと思われるのですが、そこには、それまでの伝統的な土地所持の観念と近代的な土地所有の観念との間の深い断絶を見て取ることができるのではないのでしょうか。

## 【コラム】三浦茂一先生を偲ぶ

千葉市史編集委員会委員長として、また近現代史部会の中心として、市史編さん事業に長くご尽力いただきました三浦茂一先生がお亡くなりになられたとの知らせを受け取ったのは、2020年末のことでした。ちょうど、『千葉市史 史料編 10 近代 1』のラストスパート、最後の確認と組版作業の真只中の出来事でした。

先生には、なかなか進まない近現代史料編の刊行に、根気強くご協力いただきました。先生のご業績は数あれど、千葉市内に関わることでは生実藩の研究が、まずは思い起こされます。残された史料を丹念に読み解き、近世から近代へ移り変わる時期、変化に対応するために藩士たちがどういった行動をとっていったかなど、詳細に明らかにしてくださいました（1月に刊行されました『千葉市史 史料編 近代 1』でも、先生の研究された成果を掲載しております）。

市史編さん事業 40 周年を記念しての市史編さん会議委員今井公子氏との対談原稿（本紙 3 号をご参照ください）を、今回改めて読み直し、先生が自治体史編さんに真摯に向き合ってこられたことを再認識しました。そこでは言えないようなご苦勞も、きっとたくさんあったらと思います。インタビュー中、自治体史編さんの話をするなかで「それこそ本を作るための仕事になっちゃうと。それはちょっと警戒しないとい

けない。」というお言葉が特に印象的だったことを、いまでも覚えています。自治体史編さんとはどうあるべきか、刊行したから終わりでもいいのか？自治体史編さんにあたっての心構えを、先生と過ごした時間は短いながら、たくさん学ばせていただきました。

いまでも先生がいらっしゃらないことが、信じがたい気持ちでいっぱいです。右も左もわからず仕事を私にさえ、笑顔で穏やかにご教示くださり、ご対応くださったお姿が、ありありと思い起こされます。進まない史料編準備に、少しでも史料研究に繋がりたい、一緒に史料を読んで検討してほしいとお願いし、館にご足労いただいたこともありました。そんな無茶ぶりにも、快くご対応いただき「面白い史料だね」と笑顔で一緒にご対応くださったこと、生涯忘れられません。

先生がお元気なうちに、刊行された『千葉市史 近代編』を一冊でも手に取って見ていただきたい、その気持ちで進めて参りましたが、叶わぬ夢となってしまいました。本当に、本当に無念でなりません。

「本を作るための仕事」になってしまっていないか。いつでも頭の片隅で問いかけられています。どうしても、理想にはほど遠い自分が歯がゆいばかりです。

先生のご助力、ご厚意にあらためて感謝申し上げますとともに、ご冥福を心よりお祈りいたします。（遠藤）

お宅にのこるその史料、  
捨てないで！！



古い書付や写真、民具類など、一昨年のは台風被害やそのほかの事情により濡れてしまったり、汚れてしまった資料がありましたら、その対応のお手伝いできればと思います。これらを捨ててしまう前に、可能であれば、下記市史編さん担当までご一報ください。お宅に残る歴史や思い出を、少しでもよい形で後世に残していけるよう、できる限りのお手伝いをさせていただきます。

ちば市史編さんより 26 号をお届けします。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまなイベント等が中止・縮小されてしまい、本当に申し訳ありませんでした。一刻も早い収束、いつも通りの日常がもどることを祈るばかりです。そんななか、無事『千葉市史 史料編 10 近代 1』が刊行されました。連載中の「千葉市の明治・大正・昭和がみえる！！」とあわせて、ご覧いただけましたら幸いです。（え）

\* 来年度の市史主催イベント開催につきましては、市政だより・HP 等でご確認ください。

ちば市史編さん便り 26 号 Chiba-shishi News Letter No.26

発行日 2021年3月31日  
編集・発行 千葉市立郷土博物館 市史編さん担当  
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 1-6-1  
印刷 株式会社みつわ